

平成28年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

1 事業年度計画の明確化と職員への共有

(1) 現状と課題

(現状)

当法人では運営事業ごとに年間の事業計画を作成し6つの分野に分けて策定している。①人権尊重への取り組み②サービス品質向上への取り組み③地域との連携および地域貢献への取り組み④効率的な経営と事業基盤の安定への取り組み⑤人材確保および育成への取り組み⑥事業領域の充実および拡大への取り組みの6本の柱を掲げ活動を進め、この事業計画をもとに、職員一人ひとりが活動目標を立て、事業計画の達成に向けて努力をしている。

(課題)

事業計画の職員への周知は確実に行われているが、年間を通して計画達成に向けた、管理者による進捗管理の必要がある。新任職員に関しては事業計画内容の理解を確認し、事業計画の達成を図る。

(2) 課題への対応策

ア 事業計画の達成手段として、人事考課の目標面接および育成面接を実施し、各個人が計画の何を担うのか個別の取り組み目標を設定し、計画に沿って業務を遂行する。併せて、管理者による管理を行う

イ 新任職員への研修を実施し、事業計画の周知および実践をすることができる人材育成を行う

(3) スケジュール

ア

- 4月 役割分担表作成 職員内にて分担会議を実施。
- 5月 人事考課目標面接により、役割分担を行い、各職員が計画実施の目標を立案する。達成のための具体的な期限などを明確にして取組を進める。
- 1月 育成面接を行い、目標の達成について確認する。

イ

- 4月 新任職員研修 1か月を集中的に実施
- 7月 OJT チェックリストにて業務の習得を確認し、必要な部分は再度説明を行い、標準的な業務の遂行ができるようにする
- 1月 育成面接の実施により、自己目標の達成の確認を行う。

平成28年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

2 職員の適切な業務分担

(1) 現状と課題

(現状)

地域包括支援センターでは①介護予防支援②権利擁護③包括的継続的ケアマネジメント④総合相談の4種の相談支援を展開するだけでなく、医療と介護の連携窓口や認知症地域支援推進員や認知症初期支援チームなどの業務も委託を受け、遂行している。

昨年度の年間相談数は7500件あり、虐待の新規ケースは17件と対応に多くの時間を要しており、時間外勤務になることもしばしばある。

当包括では、10人の職員を配置し、業務分担を行っている。窓口相談から医療職、主任介護支援専門員、社会福祉士への引き継ぎを実施し、各職種の専門性を活かした相談支援をおこなっている。

(課題)

地域包括ケアの推進のために、介護予防、自立支援に資する質の高いケアマネジメントの実施を基盤として地域づくりができるようケアプラン作成を支援し、地盤づくりを行う必要があるが、介護予防マネジメントの業務量が多く、事務対応に多くの時間がとられている。今後も業務量が増大することが予測される。そのため、効率的な業務分担を行い、業務のスリム化を推進する必要がある。

(2) 課題への対応策

ア 業務分担の決定を行い、各専門職の職能が発揮できるような職場づくりを行う。

イ 専門職間での支所・本所の業務分担を協議できる場を定期的を開催する。

ウ 業務のスリム化を遂行するため、毎日の気付きを活かした「改善提案」を行い、業務のシステムを検討・改善する。

(3) スケジュール

ア

4月 業務分担表を作成し、職員へ周知する。

11月 業務分担表の内容を再確認し、業務分担の見直しを職員全員で行う

3月 次年度へ向け、業務分担の再検討を行う

イ

4月 本所・支所連絡会の前1時間を利用し、各職種別の担当者会議を開催し、地域に関する懸案事項などを話し合い、業務の分担を検討する。(3か月に1回3職種)

3月 各担当者会でのまとめを本所担当者が行い、業務の整理を行う

ウ

4月 業務改善につながるような提案を職員各自で実施。 所定の用紙にて半年ごとに集計を行う

3月 年間集計を行う。

平成28年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

3 職員の資質向上のための取組

(1) 現状と課題

(現状)

地域包括システムの確立に向け、センターの各専門職の専門性の更なる向上求められている。特に、包括的継続的ケアマネジメントの支援では、多職種連携や自立支援に資するケアマネジメントの実践が重要とされている。また、総合相談を展開するうえで、認知症や権利擁護に関する知識にも今後一層の研鑽が必要である。さらに、職業倫理に基づいたコンプライアンスの徹底や人権尊重の理念の理解を深め、区民の方からの信頼をえるように努力しなければならない。

(課題)

センターの10人の職員のうち、新任職員を2名配置しており、マニュアル等を活用したOJTを進め、新任職員が標準的な業務遂行を行うことができるよう指導していく必要がある。

(2) 課題への対応策

ア 地域包括支援センター職員としての資質向上のための活動を行う

イ 新任職員が標準的な業務遂行ができるよう、ON-JT・OFF-JTを実施する

ウ 人権尊重やコンプライアンスの徹底を図るための研修を実施し、職場での取り組みをすすめる

(3) スケジュール

ア

4月 各職種の研修受講計画を作成する

10月 研修受講を各職員にて行い、職員へ伝達研修を各職種より行う。複数の職種に関連する研修内容は職場内回覧の実施を行い、情報共有を行う。
重点課題: 認知症ケアの推進・自立支援に資するケアマネジメント 権利擁護 個人情報保護

3月 研修参加の総括を行い、次年度の研修受講につなげ、人材育成の継続を図る。

イ

4月 新任研修へ参加。OJT実施計画書に基づき、地域包括支援センター業務について1か月の間に説明を終了。実際の業務については各担当者と同行し業務を行う。

7月 地域包括支援センター初任者研修へ参加し、業務の内容の確認を行う。OJTチェックリストを実施し、未経験の業務がないかを確認。必要時に再度説明を行う。

ウ

4月 人権研修や権利擁護の研修参加計画を作成。新任職員はコンプライアンス・人権についての研修を受講し、意識を高める。委託事業者セキュリティ研修を全職員対象に実施する

12月 個人情報保護に関する研修を職員全員が受講し、個人情報保護による権利擁護の視点の再確認を行う。

平成28年度光が丘地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

4 圏域の支所との連携

(1) 現状と課題

(現状)

光が丘圏域には7か所の高齢者相談センター支所があり、約42,000人の高齢者の支援を展開している。地域包括ケアの基本単位は支所圏域(高齢者6,000人程度)であり、支所が地域づくりの主体を担っている。委託本所は各支所が行う地域づくりの後方支援を行う必要がある。また、各支所圏域において地域特性を鑑みながら地域づくりを行うが、区民が受けることのできる福祉サービスが地域別に差異が無いことも必要な条件である。そのため、委託本所として連絡会や担当者会を開催し、情報提供や調整を行うことで業務の標準化を行い、支所の活動を後方より支援していく必要があるが、本所・支所の業務で重複する部分も多く、分担が明確でない。

(課題)

日々の連携の中で、業務の分担を検討していくこと。さらに、4か所の本所の福祉圏域での差異がないよう、区内全体で同様の支援体制が行えるように調整を行う必要がある。

(2) 課題への対応策

- ア 本所・支所連絡会を開催し、情報共有や地域課題解決へ向けての話し合いを進め、区民福祉の向上を図る。また、支所・本所間での業務分担を明確にするように話し
- イ 各支所が実施する介護予防支援事業の支援を行い、質の高いケアプラン提供を行うことで、地域の福祉力の向上を図る
- ウ 支所業務において苦情があった場合、当該支所と協力し、苦情の解決・改善・再発防止を行う

(3) スケジュール

- ア
 - 4月 年間で行う本所・支所会および各職能の担当者会の開催計画を周知し、今後の支所との協働について話し合いを行う。各担当者会では虐待・地域づくり・医療介護連携などを中心に話し合いを進め、支所の個別ケース対応能力の向上を支援する。
 - 5月 支所会へ協議された内容をセンター長会・4所会などで共有を行い、業務分担を鑑みつつ課題解決を図る。
- イ
 - 4月 給付管理時に使用する連絡シートの活用について支所と協議し、検討をする
 - 5月 総合事業担当者会を2か月に1回開催し、予防支援業務における地域づくりの意識を高める
 - 3月 給付のあり方などを検討し、次年度の予防支援業務へ向けての課題を抽出し、次年度につなげる
- ウ
 - 4月 随時、苦情の受付を行い、当該支所との協働を図り、苦情の解決・改善・再発防止に取り組む

平成28年度光が丘地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

5 個人情報保護に対する適切な取組

(1) 現状と課題

(現状)

当法人では、相談業務において、個人情報がなくでは必要な支援が成立しないため、個人情報を適切に取り扱うことが最重要課題であると考えている。また、対象者が高齢者であり、心身の障がいや社会的弱者の方が多く、個人情報の流出による二次的被害も甚大となってしまうことが予測される。そのため、個人情報を適切に取り扱うことこそ、人権の尊重と保護であり、日々の業務を遂行している。当法人では個人情報取り扱いに関する規程を定め、受け取り等管理簿による管理を徹底している。

(課題)

マイナンバーの導入に伴い、取り扱い事務において、「個人番号の収集」ができないような体制を保持する必要がある。委託事業者として、職員個々の意識を高めるとともに、マニュアルに沿った行動の徹底を図り、個人情報の保護をさらに徹底する必要がある。

(2) 課題への対応策

- ア 個人情報保護にむけて、各職員が適切な活動を行うことができるような体制整備を行う

(3) スケジュール

ア

- 4月 受託事業者セキュリティ研修を実施し、職員全員で資料の読み合わせを行う
- 4月 新規職員の研修で個人情報保護を学び、当法人のマニュアルに沿った行動を徹底する
- 4月 毎週、個人情報の取り扱いに関する持ち出しルールについて唱和・確認をする
- 4月 新規職員OJTマニュアルを使用し、個人情報の取り扱いの実践を新規職員へ伝達する
- 5月 システム端末などの個人情報保護の環境を確認し、事務所全体で意識を高める
- 9月 個人情報業務登録簿の更新を実施。個人情報を取り扱う範囲の再確認を行う。
- 12月 個人情報保護研修(法人内)を全職員が受講する
- 3月 受託事業者として、個人情報適切に管理されているかを事業者内で確認を行う。

平成28年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(総合相談支援業務)

6 個別ケースへの適切な対応

(1) 現状と課題

(現状)

総合相談において、相談内容、相談状況は多種多様であり、その要因も多彩であるが、いかなる場合でも内容を的確に把握し、対応を行う必要がある。そして、その対応も専門性を活かしたチームアプローチを行い、組織的にかつ計画的に行う必要がある。さらに地域の支所の協力も得て、地域の特性に合わせた支援チームを形成しながら、相談者のニーズにアプローチを行うことで、地域包括ケアの確立を進めなければならない。

(課題)

介護保険サービスの活用のみでの対応を行うことも多く、インフォーマルサービスや他制度の活用に至っていないケースもある。地域の課題を検討するとともに、多くの資源を活用できるような相談対応を行っていく必要がある。

(2) 課題への対応策

ア 相談者のかかえる課題を明確にし、支援方針を立て、チームでアプローチをし、課題解決を行う。

イ ケース終了まで、各職員が責任を持って対応し、地域生活が継続されるよう支援をする。

ウ 地域における相談の内容を分析できるようなシステムを検討する。

(3) スケジュール

ア

4月 個別ケースのアセスメント・方針・対応について、朝礼時に報告し、三職種によるアドバイスをを行うことで、チームとしての支援体制を持つ。また、役割分担を実施し、効率的かつ専門的な支援を行う。

4月 新規職員に対し、面接技術やアセスメントのOJTを実施し、課題の明確化を行う

4月 各職種会議へ参加し、専門職能の向上を図る。支所担当者会での専門職会議を開催し、個別事例についての話し合いを行うことで、事例対応の普遍化を行う。

イ

4月 初回相談時に主担当を決定する。相談内容に関して、支援方針をチームで確認し、対応を行う

4月 相談受付簿を管理し、相談終了までを確認する。

ウ

6月 地域相談の集計表について検討をする。

10月 年度後半より集計をできるようなシステムを作成し、運用する

平成28年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(総合相談支援業務)

7 相談内容および関係資料の適切な記録・保管

(1) 現状と課題

(現状)

ソーシャルワークにおける記録とは、援助者自身の援助過程を省み、クライアントへの適切な援助を提供するための重要なものである。記録の機能としては、実践の記録、専門職相互の情報共有、専門性の向上、情報開示への取り組み等が挙げられ、スーパービジョン、ケース担当変更時の対応、調査研究等がある。それらの支援記録や関係書類には利用者の個人情報が多く記録されており、記録および資料は個人情報の保護が遵守されるよう、安全な保管を行う必要がある。センターではこれらの基本理念に基づき管理を行っている。また、区内には、本所および支所29か所の相談窓口があり、区民がどこでもアクセスできることから、「地域包括システム」によるネットワークから情報を得ることができるようになっている。しかし、端末台数は、職員10人で5台の配置しかないため、事務効率が悪い。

(課題)

「地域包括システム」への相談等の記録を随時行い、区民の利便性を高めることや円滑な支援を行っていくために、端末の増設を図る必要がある。事務所環境として施錠管理ができる書庫が少なく、環境面の調整も福祉事務所をはじめとした関係機関と行っていかなければならない。

(2) 課題への対応策

ア 相談記録を的確かつ簡潔に記録を実施し、安全な書類管理を実施する

イ 介護予防ケアマネジメントにおいて、適切な書類管理を実施する

(3) スケジュール

ア

4月 行政と必要な書類の記入について検討する。

7月 記録の書き方に関する、所内での勉強会を行い、前年度の書類保管場所の検討を行う。

イ

4月 書類の受け渡し、払い出し票の確認を行い、介護予防ケアプランに関する書類管理のシステムを確立する

4月 必要な帳票に関して、各機関と相談を行い、区内での標準化を進め、内容に準じて書類の確認を行う

平成28年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(総合相談支援業務)

8 苦情対応に適切な取組

(1) 現状と課題

(現状)

担当地域には数多くのサービス事業所があり、各種の在宅サービス提供が行われている。福祉・介護サービスの利用などについて、ニーズの不一致などを背景とした苦情がセンターに寄せられる。苦情を解決するため、法人の苦情解決の取組方針に沿って利用者の権利を護ることを第一に解決に向けた対応を行っている。法人理念は、人権尊重であり、「苦情は宝」として真のニーズをつかみ、サービスの向上が区民福祉の向上につながる事として、真摯に取り組んでいる。また、法人では、苦情対応についての評価・点検を受けるシステムを持っており、情報は必ず法人内で共有される仕組みとなっている。法人内の仕組みはあるが、練馬区の評価・点検の仕組みはない。

(課題)

委託事業である包括的支援事業(地域包括支援センター)で受け付けた苦情は、介護保険情報として介護保険課に集約されるが、その対応について評価・点検を行う仕組みがない。

(2) 課題への対応策

- ア 苦情の内容を正確に把握し、分析をしたうえで、苦情解決に係る規程に沿って、対応を行う
- イ 苦情に関する記録を行い、関係機関へ提出をする。苦情を今後の支援に生かせるよう、各支所と共有を行うことで、再発の防止や対応力をあげる

(3) スケジュール

ア

- 4月 苦情担当責任者を決定し、苦情解決に向けた取組方法の確認を行う。また、対応のルールに従って対応を行う
- 6月 苦情対応に関する研修会へ参加し、苦情に解決の方法を内部研修で伝達・共有し、対応能力の向上を図る
- 7月 保健福祉サービス苦情調整委員会の報告書を確認し、苦情の傾向などを確認し、所内で話し合う機会を作る

イ

- 4月 苦情に関する記録の記入について、所内で確認を行う
- 4月 苦情対応時は介護保険課に月ごとに報告を行う。

平成28年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント業務)

9 介護支援専門員のネットワーク構築の支援 および 介護支援専門員の資質向上への取組

(1) 現状と課題

(現状)

多様な生活課題を抱える高齢者等が、地域でその人らしい生活を送るためには、生活課題に応じた社会資源を適切に活用できるように、「包括的・継続的な支援」を行うことが必要である。この地域包括ケアを推進するためには、介護支援専門員が中心となって、包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるような支援が必要である。

高齢者等に提供されるケアマネジメントの質の向上には、圏域の居宅介護支援事業所および高齢者相談センターに在籍する150名以上の介護支援専門員(うち52名は主任介護支援専門員)のネットワーク構築をすすめ、光が丘圏域全体で介護支援専門員の資質向上を図るためのセンターの支援が重要である。

昨年度は、圏域の介護支援専門員組織「けあまねひろば☆ひかり」の運営委員会を中心に研修を年6回開催した。その中で実践的なグループワークを展開し(多用し)、「顔の見える関係」「共通認識を持てる関係」「相互に理解し合える関係」を目指し、地域の介護支援専門員のネットワーク構築を進めた。今後も、地域包括ケアの要である介護支援専門員の実践をサポートし、資質向上への取り組みをさらにすすめ、包括的・継続的ケアマネジメントを実践できる環境整備を行うことが必要である。

(課題)

地域包括ケアの推進にむけ、要となるケアマネジメントの質の向上、その基盤としての地域づくりのために、主任介護支援専門員が地域で役割を遂行することが求められている。練馬区主任介護支援専門員協議会の活動に沿って、圏域の主任介護支援専門員および介護支援専門員の活動を支援する取組を進める必要がある。

(2) 課題への対応策

ア 地域の介護支援専門員の支援として「けあまねひろば☆ひかり」の中で研修会を年6回開催(運営委員会を年6回)、その中のグループワークを通じて、地域の介護支援専門員のネットワーク推進を図る。主任介護支援専門員と介護支援専門員の活動が有機的に行われ、それぞれの役割遂行が可能になるように「けあまねひろば☆ひかり」と「主任けあまねひろば☆ひかり」等をサポートする。

イ 本人や家族の意向を確認し、自立支援のための真の課題抽出が必要なことから、事例検討手法として「野中方式」の事例検討会を担える職員を養成し、介護支援専門員の支援に活かす。

(3) スケジュール

ア

- 4月 偶数月「けあまねひろば☆ひかり」の運営委員会を開催し、年6回の研修(奇数月)計画の支援を行う。研修ではグループワークを多用し、地域のネットワーク構築を図る。「けあまねひろば☆ひかり」の活動状況をホームページで広報し、地域の介護支援専門員へ情報提供を行う。
- 5月 研修計画の内容に合わせて、講師依頼や受講資料などの作成、会場確保などを行う。
- 3月 研修内容やアンケート結果などを基に年間の振り返りを行い、介護支援専門員のニーズを把握し、次年度の研修へ活かす。

イ

- 4月 法人内の事例検討会へ参加し、事例検討会を運営する能力の向上を行う。
- 4月 支援困難事例や地域の介護支援専門員の支援に野中式事例検討会の手法を活用し、支援の多様性を検討する。

平成28年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント業務)

10 圏域の介護支援専門員に対する適切な支援

(1) 現状と課題

(現状)

多様な生活課題を抱える高齢者等が、地域でその人らしい生活を送るためには、生活課題に応じた社会資源を適切に活用できるように、「包括的・継続的な支援」を行うことが必要である。この地域包括ケアを推進するためには、介護支援専門員が中心となって、包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるような支援が必要である。

高齢者等に提供されるケアマネジメントの質の向上には、圏域の居宅介護支援事業所および高齢者相談センターに在籍する150名以上の介護支援専門員(うち52名は主任介護支援専門員)のネットワーク構築をすすめ、光が丘圏域全体で介護支援専門員の資質向上を図るためのセンターの支援が重要である。

昨年度は、圏域の介護支援専門員組織「けあまねひろば☆ひかり」の運営委員会を中心に研修を年6回開催した。その中で実践的なグループワークを展開し(多用し)、「顔の見える関係」「共通認識を持てる関係」「相互に理解し合える関係」を目指し、地域の介護支援専門員のネットワーク構築を進めた。今後も、地域包括ケアの要である介護支援専門員の実践をサポートし、資質向上への取り組みをさらにすすめ、包括的・継続的ケアマネジメントを実践できる環境整備を行うことが必要である。

(課題)

地域包括ケアの推進にむけ、要となるケアマネジメントの質の向上、その基盤としての地域づくりのために、主任介護支援専門員が地域で役割を遂行することが求められている。練馬区主任介護支援専門員協議会の活動に沿って、圏域の主任介護支援専門員および介護支援専門員の活動を支援する取組を進める必要がある。

(2) 課題への対応策

ア 圏域の介護支援専門員の支援として「けあまねひろば☆ひかり」の中で研修会を年6回開催(運営会議を年6回)し、介護支援専門員のマネジメント力の向上を図る。

イ 練馬区主任介護支援専門員協議会の世話人を担い、今年度計画されている「ケアマネジメント質の向上ガイドライン研修」、「ファシリテーター研修」、「スーパービジョン研修」、「地域同行型研修」、「地域カンファレンス」について、準備・運営を行う。

ウ 圏域の介護支援専門員の相談に応じ、ケアプランに関する助言、必要時の同行訪問やサービス担当者会議開催の支援を行い、介護支援専門員の「気づき」を促し、ケアマネジメントの質の向上を図る。

エ 介護予防ケアマネジメントの支援として、総合事業担当者会議を年6回開催し、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図る。また、介護予防支援を委託している居宅介護支援事業所に対して、介護予防ケアマネジメントのケアプラン内容を確認し、適切なアセスメントやサービス提供が行われているかを確認する。

(3) スケジュール

- ア 4月 偶数月「けあまねひろば☆ひかり」の運営委員会を開催し、年6回の研修計画の支援を行う。グループワークを行い、気づきを促し、ケアマネジメントの質の均一化を図る
- 5月 研修計画の内容に合わせて、効果的な講師選定や受講資料などの作成などを支援する。

- 3月 研修内容やアンケートなど年間の振り返りを行い、次年度の研修へ活かす。
- イ 5月 光が丘圏域の世話人推薦や事務局の機能を担う。
練馬区主任介護支援専門員世話人会・全体会の開催を行う。
- 6月 ファシリテーター研修の準備・運営を行い、地域の主任介護支援専門員の資質向上を目指す。
ケアマネジメント質の向上ガイドライン研修の準備・運営を行い、地域の主任介護支援専門員の資質向上を目指す。
- 9月 スーパービジョン研修の企画運営を行い、地域の主任介護支援専門員の資質向上を目指す。
- 10月 地域同行型研修のマッチングを実施し、適切な研修が行われるように支援を行う。地域カンファレンス開催の準備・運営を行い、地域の主任介護支援専門員の資質向上を目指す。
- ウ
- 4月 介護支援専門員相談集計票を用いて、数の統計をとり、内容分析を行い、包括的・継続的ケアマネジメントとなっているか振り返る。
- エ
- 5月 各支所の介護予防ケアマネジメントを実施している担当者会を行い、総合事業の行われる意義などを確認する
- 7月 各自のプランを持ち合い、アセスメントやプラン内容が適切であるかを検討する
- 9月 地域のインフォーマルサービスなどを確認し、社会資源の共有を行う
- 11月 介護予防事業などについての理解を共有する
- 1月 新規ケアプランの方の目標の立て方や地域資源の活用についてを検討する
- 3月 次年度へ向けて、担当者会の内容を検討する

平成28年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(権利擁護業務)

11 成年後見制度活用に向けた取組

(1) 現状と課題

(現状)

練馬区モニターアンケート報告書によると一人暮らし高齢者がこの20年間で3万4千人増えることが見込まれ、地域全体での見守りや支えあいの体制を作ることを希望している方が94.5%となっている。一人暮らし高齢者だけではなく、認知症を持つ高齢者が急増することも予測されている。このように判断力が低下し、自己決定や契約行為ができないような状況であると、その高齢者の尊厳ある生活の継続が難しい状況となる。

(課題)

地域包括支援センターではこのような方々の人権や権利を守ることが急務であり、それらの方の支援を積極的に行い、制度活用が図れるように調整をしなければならない。昨年度の権利擁護の相談数は103件あり、今後も成年後見制度の活用を進めるような相談支援を行っていかねばいけない。また、相談だけでなく、各関係機関の協力も要請し、高齢者の権利侵害を未然に防いでいく必要がある。

(2) 課題への対応策

- ア 自己決定ができない状況にある方の生活全般のアセスメントを行い、権利が擁護されるよう、適切な社会資源につなげる
- イ 地域で行われた実際の事例を、社会福祉士担当者会(本所・支所会議)などで共有し、地域での対応力の向上を行う

(3) スケジュール

ア

- 4月 権利擁護を行う関係機関の情報の整理を行う。
- 4月 首長申し立てや成年後見制度の利用に関する相談を受け付け、生活全般のアセスメントを実施し、早期に成年後見制度を利用できるように支援を行う。
- 6月 成年後見制度の実務研修へ参加し、実務の効率化を図る

イ

- 5月 社会福祉担当者会にて虐待対応について話し合いを行い、練馬区における虐待対応の流れを確認する。
- 8月 成年後見制度の申し立て事例を用い、各支所での対応や申し立ての流れについて確認を行う
- 11月 けあまねひろば☆ひかりにて虐待の研修を支援し、地域における虐待対応力の向上を図る

平成28年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(権利擁護業務)

12 高齢者虐待防止に向けた適切な取組

(1) 現状と課題

(現状)

練馬区モニターアンケート報告書によると一人暮らし高齢者がこの20年間で3万4千人増えることが見込まれ一人暮らし高齢者だけでなく、認知症を持つ高齢者が急増することも予測されている。このように判断力が低下し、セルフケアが行えないような状況であると、その高齢者を支援している方への負担が大きくなり、虐待の被害を受ける可能性が高いことが、昨年度の光が丘包括支援センターのケース検討会議の属性の分析より読み取れた。(27年度新規虐待認定17件のうち認知症自立度Ⅱa以上は15件)

(課題)

地域包括支援センターではこのような方々の人権や権利を守ることが急務であり、それらの方の支援を積極的に行い、心身の安定を図れるように調整をし、在宅での生活を継続できるようにしなければならない。昨年度の虐待の相談数は142件あり、今後も虐待に関する相談支援を行っていかねばいけない。また、相談だけでなく、多関係機関の協力も要請し、高齢者の権利侵害を未然に防いでいく必要がある。

(2) 課題への対応策

- ア 虐待の通報を受けて48時間以内の事実確認を行い、早急にケース検討会議を開催し、支援方針を定め、方針に沿った支援活動を多機関と協働し実践する
- イ 虐待の初期活動終了後もケース検討会議で定めたモニタリング期間に沿ってモニタリングを行い、経過観察を行うとともに、再発予防に向けた相談支援を行う
- ウ 「けあまねひろば☆ひかり」や本所・支所連絡会における社会福祉士担当者会において、虐待に関する勉強会を行い、虐待の予防や支援活動を行うことで、地域の虐待対応力の向上を図る

(3) スケジュール

- ア
 - 4月 虐待に関する研修を受講し、適正な虐待対応を行えるようにマニュアルの再検討する
 - 4月 通報を受けて48時間以内の事実確認を行うように、調整を行い、ケース検討会議へ速やかに報告する。ケース検討会議では効果的な役割分担を行う
- イ
 - 4月 ケースに応じた期間で定期的な状況のモニタリングを実施し、記録・報告を行う。
 - 4月 モニタリングに再燃したケースに関しては、モニタリング期間にかかわらず、ケース検討会議へ再提出するとともに、速やかに支援体制を再構築する
- ウ
 - 4月 27年度の虐待対応内容について集計をとり、光が丘地域の虐待の傾向を知る。集計結果を、本所支所会にて情報共有し、虐待対応の振り返りを行う
 - 5月 支所社会福祉士担当者会にて、虐待マニュアルの読み合わせを行い、支所とともに虐待対応の手順を確認する。
 - 9月 けあまねひろば☆ひかりにて虐待対応研修を計画し、地域の介護支援専門員の方々と虐待の視点を共有する。また、虐待対応のグループワークの場を設け、早期発見の必要性などを確認する。

平成28年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(権利擁護業務)

13 消費者被害防止に向けた適切な取組

(1) 現状と課題

(現状)

練馬区モニターアンケート報告書によると一人暮らし高齢者がこの20年間で3万4千人増えることが見込まれ、地域全体での見守りや支えあいの体制を作ることを希望している方が94.5%となっている。一人暮らし高齢者だけでなく、認知症を持つ高齢者が急増することも予測されている。このように判断力が低下し、自己決定や契約行為が不十分となる状況であると、その高齢者の尊厳ある生活の継続が難しくなり、消費者被害のトラブルに巻き込まれる可能性が高い。昨年度の消費者被害関連の相談数は5件あり、主に一人暮らしの方が対象となっていた。

(課題)

地域包括支援センターではこのような方々の人権や権利を守ることが急務であり、それらの方の支援を積極的に行い、経済的な被害が未然に防ぐことができるよう調整をしなければならぬ。また、相談だけでなく、消費者センターなどの関係機関と連携し、高齢者の権利侵害を未然に防いでいく必要がある。

(2) 課題への対応策

- ア 権利侵害を受けている方の支援を行い、消費者センターや法テラス・警察などの関係機関と連携し、早期に権利侵害からの回復支援を行う
- イ 悪質商法高齢者被害防止ネットワーク連絡会へ参加し、消費者被害の実際を知り、本所・支所や関係機関と内容の共有し、再発防止を図る。

(3) スケジュール

ア

- 4月 権利侵害の通報が入り次第、状況の確認をすぐに行い、権利侵害を受けている方々の権利を守るよう、関係機関と連携を図り支援を行う
- 4月 権利侵害が起こった背景や内容を分析する資料として、対象者の記録を行い、悪質商法高齢者被害ネットワーク情報提供し、関係機関への周知・再発防止を行う

イ

- 7月 悪質商法高齢者被害ネットワーク会議へ委員として参加し、被害の傾向や各機関の対応などを学ぶ。その情報を本所・支所会およびその他の会議(個人情報含まず)にて周知する機会を持つ。
- 3月 年度末の悪質商法高齢者被害ネットワーク会議へ参加し、年間の傾向を知る。

平成28年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(在宅医療・介護連携の推進)

14 圏域における医療機関・介護サービス資源の把握

(1) 現状と課題

(現状)

練馬区(2011-2013)の高齢所の死亡場所種別では病院が80%自宅は10%の統計が出ており、大半は練馬区以外の病院で看取られている。今後、病床数の大きな変化はなく、高齢化による死亡数も増えることより、2025年には825人(2013年は456人)の自宅での看取りが必要とされている。この数値が示す通り、在宅での看取りや医療依存度の高い方のケアチーム形成は急務といえる。また、練馬区外の病院での死亡数が多いことから、重症度の高い方が区外に多く入院していることが分かる。

(課題)

上記の現状から、区外の医療機関も連携の対象として関与する必要がある。医療と介護の連携相談窓口として、これらの数値の増加に対応するために、相談支援だけでなく、情報提供や、介護職への助言なども行い、医療介護連携を進めなければならない。昨年度の相談数は319名であったが、連携促進のためには新規の社会資源情報を収集し、地域圏域支所の活動を支援する必要がある。

(2) 課題への対応策

- ア 医療・介護資源の情報を整理し、必要な資源のリスト化を行い、必要時に活用できる体制を整備する。
- イ 本所・支所担当者会にて医療・介護連携や退院支援を行った場合の情報を共有し、利用者のQOL向上のための支援へつなげる。

(3) スケジュール

ア

- 4月 在宅療養係と相談をし、地域資源情報のシステム構築の話し合いを行う
- 5月 事務所内の社会資源の資料を整理し、相談に役立てることができるような体制を検討する。

イ

- 4月 本所・支所担当者会にて、医師会連携センター事業の確認を行い、連携の方法を検討する
- 7月 医療職担当者会にて東京都退院支援マニュアルの読み合わせを行い、退院支援の実際の標準化を行う
- 10月 医療職担当者会で医療保護入院や中部精神保健福祉センターの役割の確認を行う
- 1月 医療職担当者会で地域の病院との連携を図る機会を持ち、地域の連携について検討をする

平成28年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(在宅医療・介護連携の推進)

15 在宅医療・介護連携システムの構築

(1) 現状と課題

(現状)

練馬区(2011-2013)の高齢所の死亡場所種別では病院が80%自宅は10%の統計が出ており、大半は練馬区以外の病院で看取られている。今後、病床数の大きな変化はなく、高齢化による死亡数も増えることより、2025年には825人(2013年は456人)の自宅看取りが必要とされている。この数より、在宅での看取りや医療依存度の高い方のケアチーム形成は急務といえる

(課題)

医療と介護の連携相談窓口として、この数値の増加に対応するために、相談支援だけでなく、情報提供や、介護職への助言なども行い、医療介護連携を進めなければならない。

昨年度の光が丘地域医療介護連携会議(参加者:医師・介護士・介護支援専門員・行政・病院・看護師31名)でも、共通言語の獲得や顔の見える関係の構築などの要望が挙げられており、連携を促進するための会議開催を行い、地域での医療依存度の高い方の支援だけでなく、区民の健康維持に貢献しなければならない。

(2) 課題への対応策

ア 区民の講習会などへ参加し、高齢者の方々へ窓口の機能を周知する機会を持つ。

イ 介護支援専門員が行うケアプラン作成の助言を行い、地域研修の際に、窓口の機能を周知する。

ウ 医療・介護連携を促進するような会議を年2回開催する。

(3) スケジュール

ア

6月 区民向けの医療機関との連携の講演会を開催し、周知を図る。
3月 6月以降、在宅療養ガイドブックを用いて講演会を提供できることを自治会などへアプローチをする。

イ

4月 在宅医療課主催、ケアマネジャー向けカンファレンスの検討・協力を行う
4月 在宅療養講演会(大規模・小規模)へ参加し、医療と介護の連携を推進できるような情報提供を行う
4月 地域密着型・医療介護連携推進会議へ参加し、各事業所と医療と介護の連携について相互理解を行う

ウ

5月 光が丘医療・介護連携推進会議の検討を行う
9月 第1回 医療・介護連携推進会議を開催し、光が丘地域の医療・介護担当者の顔合わせを行う
2月 第2回 医療・介護連携推進会議を開催し、光が丘地域の医療・介護連携の課題について話し合いを行う

平成28年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(認知症施策の推進)

16 認知症施策の推進

(1) 現状と課題

(現状)

練馬区の人口は72万人であり、そのうち高齢者15万5千人余りである。また、国の推計値では高齢者の15.7%の方が認知症であるとされており、光が丘地域高齢者人口(42000人)から推計すると約6800人が認知症であることが予測される。

認知症の方はそれぞれの生活の中で多くの課題を抱えながらも地域で生活しているが、どんなに重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で生活を継続できるような地域づくりを推進することが地域包括支援センターの役割である。昨年度の認知症に関する相談数は1581件あり、患者家族の心理的サポートやケアにかかわる相談が多くを占めた。

(課題)

認知症の症状や病気に合わせたサービス提供や介護家族の支援が大きな課題といえる。認知症地域支援推進員を1名配置し、各種社会資源と当事者および家族をつなぎ、認知症の方に対する優しい地域づくりが行えるよう、活動の幅を広げなければいけない。

(2) 課題への対応策

ア 物忘れ相談を年に9回実施し、認知症の方や家族が適切な社会資源とつながるよう支援する

イ 光が丘地域で認知症の方を支える支援をしている団体の連絡会を開き、支援者の協働体制を作る

ウ 光が丘の地域関係者へ「認知症サポーター養成講座」を行い、認知症の方の住みやすい地域づくりを支援する

(3) スケジュール

ア

- 4月 年9回の物忘れ相談を準備・相談支援を行い、適切なサービスへつなぐ
- 4月 認知症の方の相談を継続的に行い、早期に支援につなげるため、認知症初期支援チームによるアウトリーチを年1件以上行う
- 4月 認知症の方の支援を行う社会資源の情報を収集し、支援の多様性を検討する

イ

- 4月 認知症の方への支援を行う社会資源の情報を得るため、各団体の訪問を行う
- 12月 認知症の方への支援を行う社会資源の連絡会を開催し、地域の認知症支援資源などについて話し合いを行う
- 1月 地域連携型認知症疾患病院との連絡委員会などへ参加し、地域の認知症疾患にかかわる方々との顔の見える関係づくりを行う
- 1月 地域の病院との連携を図る機会を持ち、地域の連携について検討をする

ウ

- 4月 所内にてサポーター養成講座担当者を決定する、その後、地域団体へアプローチし、開催を行う
- 3月 年3回以上の開催を行い、サポーター数を50人以上を目指す。

平成28年度 光が丘地域包括支援センター事業計画

(地域ケア会議の推進)

17 地域ケア個別会議開催の適切な支援

(1) 現状と課題

(現状)

地域ケア個別会議では個別ケースの支援内容の検討による課題解決を出発点とし、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援や地域包括支援ネットワークの構築を行い、高齢者個人への支援の充実をするとともに背景にある地域課題を抽出することを目的としている。地域課題は、地域づくり・社会資源の開発や施策などの充実により解決していくことで高齢者への支援の土台となる社会基盤の整備を図っていく機能を持っている。(地域ケア会議運営マニュアルより)

光が丘地域では昨年度14回の地域ケア個別会議を各支所が開催し、認知症をテーマとして事例の検討を行い、さまざまな課題を抽出することができた。

(課題)

各地域で出された課題に対して、十分なケアシステムづくりができていない課題も多くある。また、残された課題の中には、各支所での対応だけでは解決しない内容も多くあり、行政の課題解決に向けた施策の検討も必要である。今年度の地域ケア個別会議においてはより、明確に課題抽出を行い、地域づくりや施策へ求めるような活動が必要である。

(2) 課題への対応策

- ア 支所が中心に企画する地域ケア個別会議の支援を行い、地域課題の抽出を行う
- イ 出された課題に関して解決方法を地域の力に着目し、検討することで地域づくりを行う。支所圏域だけの課題ではないこととして捉え、施策への提言を行う。
- ウ 地域ケア個別会議の内容を地域の社会資源へ還元する機会を多く持ち、地域での地域ケア個別会議の開催を円滑に行えるようにする。

(3) スケジュール

- ア
 - 4月 各支所が開催する地域ケア個別会議を支援する体制を本所内で構築する。2名体制で支援を行う
 - 4月 各支所との打ち合わせ・当日の実施・開催後の振り返りのプロセスを行い、地域の課題を明確にする
 - 7月 本所・支所会にて各支所の開催内容を報告し、地域ケア個別会議の手法や効果の検討を行う
- イ
 - 4月 地域ケア個別会議の振り返りを行う際に、地域の福祉力を検討する機会を持つ
 - 9月 7支所1回ずつの地域ケア個別会議を開催後、本所・支所会にて地域関係者との協働や資源開発などについて社会福祉協議会の方との話し合いの機会を作る。
 - 3月 圏域会議で挙げられた、課題や提案を本所・支所会の中で整理を行い、地域ケア推進会議へ報告を行う。
- ウ
 - 6月 地域ケア圏域会議にて、地域ケア個別会議の開催内容を集約し、報告を行う。
 - 7月 けあまねひろば☆ひかりや支所の開催する地域ケア個別会議にて、地域の介護支援専門員へ伝達する機会を持ち、地域の課題としての事例提出を呼びかける

平成28年度光が丘地域包括支援センター事業計画

(地域ケア会議の推進)

18 効果的な地域ケア圏域会議の開催

(1) 現状と課題

(現状)

光が丘地域では昨年度14回の地域ケア個別会議を各支所が開催し、認知症をテーマとして事例検討を行い、認知症にかかわる様々な課題や解決策の提案が行われた。各地域で出された課題を集約し、より広い圏域で課題をさらに掘り下げ、光が丘圏域全体の課題解決として検討を行った。

(課題)

昨年度提案された、解決方法の中には、各支所での対応だけでは取り組みが難しい内容も多くあり、行政の課題解決に向けた施策の検討も必要である。また、圏域会議へ参加する専門職の職域や人数など規模や開催方法に関する検討課題も抱えている。今年度の地域ケア圏域会議においては、明確に課題抽出を行い、地域包括ケアへ向けた地域づくりのための社会資源の発掘や福祉施策への提言などの活動が必要である。

(2) 課題への対応策

ア 支所が提出した課題を集約し、地域ケア圏域会議でさらに課題解決方法を探る

イ 年2回の圏域会議を開催し、会議開催方法の検討を行う。

ウ 推進会議にて圏域会議で挙げられた、課題抽出から解決方法の提案を行う。残された課題や地域づくりに必要な手段や施策へ提言を行う。

(3) スケジュール

ア

6月 昨年度に抽出された内容について、地域関係者をスピーカーに招き、圏域会議を開催する。

6月 本所・支所会の中で出た光が丘地域の課題や提案を再検討し、光が丘圏域の課題としての解決方法や残された課題を再度話し合う機会を持つ

3月 6月実施内容を再度実施し、圏域の課題を抽出、検討する

イ

6月 招待者として介護支援専門員に集中し圏域会議を開催。地域課題の抽出・解決方法を探るグループワーク形式を採用し、地域の福祉力向上を広く行う。

7月 圏域会議のアンケート分析などを実施し、圏域会議のあり方についてセンター長会議などの場で検討をする。

3月 招待者の内容を検討し、会議形態を変更し、課題抽出の試みを行う。

ウ

7月 推進会議へ参加し、圏域会議で挙げられた、課題抽出から解決方法のまとめを行い、残された課題や地域づくりに必要な手段や施策へ提言を行う。そのために必要な情報収集などを実施する。

3月 7月に行われた推進会議の報告をもとに、今後の推進会議への提案の方法など検討する。